

内閣参質一四四第七号

平成十一年一月二十二日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員八田ひろ子君提出二〇〇五年日本国際博覧会（愛知万博）と瀬戸市南東部の新住宅市街地開発事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員八田ひろ子君提出二〇〇五年日本国際博覧会（愛知万博）と瀬戸市南東部の新住宅

市街地開発事業に関する質問に対する答弁書

(1) について

建設大臣が平成二年十月十一日付けで新住宅市街地開発事業に準ずる事業として指定した愛知県が施行する宅地の造成及び公共施設の整備に関する事業（以下「本件事業」という。）に関し、「新住宅市街地開発事業に準ずる事業に係る租税特別措置法施行規則第十四条第六項第四号の二の規定の運用について」

（昭和五十年十一月二十一日計宅発第九十四号建設省計画局宅地開発課長通達。以下「宅地開発課長通達」という。）に基づいて同県から提出された資金計画、設計の方針及び事業の施行区域は、それぞれ別添一から別添三までのとおりである。なお、本件事業に係る宅地開発課長通達に基づく処分計画の承認申請はなされていない。

また、本件事業について、事業規模の変更に係る申請は行われていない。

(2) について

御指摘の新住宅市街地開発事業については、現在、愛知県知事が都市計画の決定に係る手続を進めている

るところであるが、同事業に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第三項及び第五十九条第二項の建設大臣の認可を行うかについては、愛知県知事の申請を待って判断すべきものと考えている。

(3) について

御指摘の「博覧会の開催に関連する公共事業」については、その内容、事業費の概算額及び地方公共団体の負担は、現段階では未定である。

(4) について

二千五年日本国際博覧会（以下「本博覧会」という。）の会場建設費については、長期的地域整備により行われるべき土地造成、施設整備等を会場建設事業から除外することにより極力圧縮したものとすることを平成七年十二月十九日の閣議了解（「愛知県における国際博覧会の開催申請について」）を踏まえ、今後会場計画の策定作業の進ちよく等に合わせて具体化していく予定である。

(5) について

名古屋瀬戸道路、愛知環状鉄道及び東部丘陵線の整備が本博覧会の開催に必要な事業として位置付けられるかは未定である。本博覧会の開催に必要な道路等の整備については、現在財団法人二千五年日本国際

博覧会協会が実施している観客輸送計画調査の結果を考慮に入れて、今後検討されるものである。

別添 1

資 金 計 画 書

収入

(単位：百万円)

科 目	金 額
処分収入等	
宅地処分収入	180,000
公共施設処分収入	9,000
合 計	189,000

支出

科 目	金 額
用地補償費	28,600
工 事 費	54,500
整地工事費	25,950
道路工事費	5,270
管渠工事費	9,900
公園緑地工事費	11,000
その他工事費	2,380
負担金	43,600
予備費	18,800
事務費	7,600
借入金利息	35,900
合 計	189,000

別添 2

設計の方針

当計画区域の造成計画は、「21世紀万国博覧会」の会場予定地の跡地の一部を住宅地として利用するものであるため、地形の特色を考慮し、現況保存に極力努め、自然環境の保全と緑化を図るとともに、宅地開発に伴う下流市街地への防災面の配慮を十分に行う。

1 土地利用計画表

区 分		面積 (ha)	比率 (%)
宅 地	住宅用地	41	19
	業務施設用地	20	9
	公益施設用地	30	14
	小 計	91	42
公 共 用 地	道路用地	31	14
	公園・緑地用地	93	42
	そ の 他	5	2
地	小 計	129	58
合 計		220	100

2 道路

幹線道路及び補助幹線道路を骨格とし、区画道路を有効に配置し、住宅、施設等へ円滑にサービスが行われるよう安全性を重視し計画する。更に歩車分離を原則とし、歩行者専用道路として緑道を設け、安全で快適に住区内の各施設を連絡する。

また、道路には豊かな植栽スペースを設け、無電柱化を図るなど、近代都市にふさわしい景観とする。

3 公園・緑地

都市計画公園として地区公園、近隣公園を計画する。児童公園は誘致距離、利用形態を考慮して、数ヶ所配置する。

これらの公園と周辺緑地及び東接する自然公園特別地域を結び、緑のネットワーク網として計画する。

4 上水道

瀬戸市営水道より各宅地に給水されるよう適宜管径を定めるとともに、必要に応じて配水池を設置し、給水の安定確保につとめる。

5 下水道

地域内の排水方式は分流式とし、雨水は吉田川・屋戸川及び海上川から矢田川に放流する。また、汚水は公共下水道により処理する。

別添 3

施行区域

愛知県瀬戸市広久手町1番の一部、2番から18番まで、20番から24番まで、27番、28番、38番から173番まで、174番1、174番2、175番から281番まで、282番1の一部、282番2、283番、284番、285番1、285番2、286番及び287番

同市吉野町41番、42番の一部、66番から68番まで、74番、75番、76番1、76番2、77番から80番まで、97番から101番まで、115番、159番の一部、214番から219番まで、243番の一部、255番の一部、257番、258番、259番1、259番2、260番から293番まで、295番2、296番から302番まで、303番1から3まで、304番1、304番2及び305番から321番まで

同市海上町27番から58番まで、64番から79番まで、80番1、80番2、81番から83番まで、84番1から7まで、85番から88番まで、90番から125番まで、126番1の一部、126番2、127番から157番まで、158番1、158番2、159番1、159番2、160番1、160番2、161番から178番まで、179番1、179番2、180番から520番まで、521番1、521番2及び522番から644番まで

同市屋戸町191番から268番まで、269番1、269番2、279番、280番、281番1、281番2、286番、293番、294番、296番、298番から300番まで、316番、317番、323番1、323番2、324番から338番まで、354番から357番まで、360番、427番及び428番